

施術に関する照会に お困りの患者様へ

患者様に対し、怪我の原因や施術内容について電話や文書などで回答を求める保険者（協会けんぽ・健康保険組合・国民健康保険など）が増えています。

専門的な表現や知識が必要な場合もございますので、このような調査があった際は即答せず、当院に再確認の上、正確な回答をお願い致します。

整骨院・接骨院への相談は、厚生労働省からの通知でも認められています。お気軽にご相談ください。



回答内容によっては、健康保険が適用できなくなる（全額自費扱いになる）場合がございますのでご注意ください。

問題のある照会を厚労省へ報告できるようになりました！

例えば月一回の来院であっても照会が行われるなど、来院の抑制が目的と考えられる照会が増加していることに伴い、この度厚生労働省に報告窓口が設けられました。

- ・ 施術から照会まで相当の期間が空いているもの
- ・ 患者にとって分かりにくい照会内容、記述しにくい回答欄であるもの（医学的専門性が高すぎるなど）
- ・ 複数枚や、多量の記述を求めるもの



上記のような照会は、当院から厚生労働省に報告致しますので、お困りの場合はお声がけください。

院長敬白